

医療費指数反映係数（ α ）の引下げについて1 医療費指数反映係数（ α ）とは

○市町村が県に納める国保事業費納付金の算定に当たって、市町村ごとの医療費水準をどの程度反映するかを調整する係数

$\alpha = 1$: 医療費水準を完全反映（現状）

$\alpha = 0$: 医療費水準を反映しない（令和 11 年度～）

参考 1 医療費水準の推移グラフ

2 第 3 期県国保運営方針（案）（令和 6 年度～11 年度）

- ・令和 6 年度から統一に向けた市町村納付金算定方法を段階的に導入し、令和 11 年度からは、納付金算定において、医療費水準の格差を反映しないこと（ $\alpha = 0$ ）とする

（1）令和 6 年度から段階的に α を 0 に引き下げる

※激変緩和のため、6 年間で均等に段階的引下げを行う

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
α の値	0.833	0.667	0.500	0.333	0.167	0

（2）段階的導入にあわせ、市町村へのインセンティブ（財政支援）を実施する

参考 2 インセンティブのイメージ図

- ・医療費水準に応じたインセンティブ（財源：主に剰余金）
 - * α 引下げに伴い納付金が増加する団体への経過措置（令和 6 年度～11 年度）

3 α 引下げによる影響額の算出方法・規模

○算出方法

- ・当該年度の納付金算定式で、当該年度及び前年度の α の値による計算の差額を算出

<例：令和 6 年度の影響額を算出する場合>

- ・令和 6 年度の α の値 0.833 による納付金算定結果・・・(a)
- ・令和 5 年度の α の値 1 による納付金算定結果・・・(b)
- ・a と b との差額が α 引下げによる影響額であり、納付金が増加する団体（ $a > b$ の団体）に対しては差額をインセンティブとして交付

○規模（インセンティブ）

- ・約 1.3 億円／年（参考：納付金総額 約 544 億円／年）
- ※あくまで令和 5 年度の納付金算定式による試算額であり実際には年度により変動する